

情報通信法（仮称）のイメージ

第一編 総則

第一章 通則

○法律の目的、語句の定義等、法律全体に関する規定。

第二編 伝送設備

○情報通信ネットワークに用いられる伝送設備に関する規定。

第一章 有線電気通信設備

○伝送サービス用であるものの他、自らの用に供するものも含め、一般的に有線電気通信設備が他人に妨害を与えないようにする等、その設置と使用を規律するための規定。

第二章 電波

○伝送サービス用であるものの他、自らの用に供するものも含め、一般的に電波の公平かつ能率的な利用を図るための周波数の割当て、利用方法等に関する規定。

第〇節 無線局の免許等

○電波の公平かつ能率的な利用を図るための主要な周波数の割当て方式である免許制度や登録制度に関する規定。

第〇節 運用

○電波を混信なく利用するために、様々な無線局が遵守すべき無線局の運用方法について定める規定。

第〇節 監督

○電波の適正な利用を確保するため、無線局等の運用を停止・改善させたり、検査を行うことに関する規定。

第三編 伝送サービス

○伝送サービスの適正な運営、公正競争の促進、利用者保護等を図るための規定。

第一章 通則

○通信の秘密の保障に関する規定。

第二章 伝送サービス

○伝送サービスの適正な運営、公正競争の促進、利用者保護等を図るための規定。

第〇節 事業の開始等

○伝送サービスの開始、廃止等に関する規定。

第〇節 業務

○サービス提供のための約款、料金、サービス間の接続、利用者保護等に関する規定。

第〇節 基礎的電気通信役務支援機関

○ユニバーサルサービスの確保に関する規定。

第三章 土地の使用等

○認定を受けた事業者が伝送サービスに用いるネットワーク設備を整備する際に、簡易な手続きで他人の土地等を使用できるようにする規定。

第四章 紛争処理委員会

○伝送サービスを行う者等の中で、ネットワーク接続や設備の共用等に関する争いが生じた際に効率的に解決するための組織を設ける規定。

第〇節 あっせん及び仲裁

○紛争処理委員会が行うあっせん・仲裁の手続きに関する規定。

第四編 コンテンツ

○情報通信ネットワーク上のコンテンツの円滑な流通を促進するための規定。

第一章 通則

第二章 メディアサービス

○メディアサービスの適正な運営を確保するための規定。

第一節 メディアサービスの定義等

○メディアサービスの定義・区分等に関する規定。

第二節 メディアサービスの業務

第一款 通則

○番組準則に関する規定。

第二款 特別メディアサービス

○特に公益性が高いメディアサービスを行う事業に関する手続、責務等の規定。

第三章 オープンメディアコンテンツ

○公然性のあるコンテンツに関する違法・有害情報対策に関する規定。

第五編 プラットフォーム

○CS放送のメディアサービス事業者とその利用者の間を仲介する事業に関する規定。

第六編 情報通信に関する利用者の保護

○伝送サービス、メディアサービス等の利用者の保護のための規定。

第七編 特別な法人等

○特殊な法人及び手数料等に関する規定。

第一章 日本電信電話株式会社等

○NTT、NTT東日本、NTT西日本の組織、業務に関する規定。

第二章 日本放送協会

○NHKの組織、業務に関する規定。

附則

○法律の改廃に伴う許認可の経過措置等の規定。